

神明（明石川等）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第 1 条 神明（明石川等）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき知事が策定する神明（明石川等）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、神明（明石川等）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）神明（明石川等）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- （2）神明（明石川等）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第 4 条 協議会に、別表第 2 に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めた場合において、会議の場に委員以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第 7 条 委員（県または市町の職員である者を除く。以下、次項及び次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条 3 項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名

義で委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第 8 条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第 1 項の旅費は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する。

3 第 5 条 3 項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人の格付けは委員と同様とし、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の旅費を支給する。

(会議の公開)

第 9 条 協議会の会議は、原則公開とし、公開に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 1 0 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所をもって充てる。

3 事務局は、協議会の円滑な運営を図るために、県・市調整会議を設置する。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び県・市調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条第1項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び明石市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち水位周知河川 （水防法第13条第2項）
種別	水系名	
（二）	朝霧川	
（二）	明石川	明石川、伊川
（二）	谷八木川	谷八木川
（二）	赤根川	赤根川
（二）	瀬戸川	瀬戸川

神明（明石川等）地
域総合治水推進協議会委員名簿

別表第2(第4条第1項関係)

順不同、敬称略

区分	氏名	所属等
学識経験者	神田 佳一	独立行政法人 国立高等専門学校機構 明石工業高等専門学校 名誉教授
国	吉野 昌史	神戸地方気象台長
兵庫県	野北 浩三	東播磨県民局長
	内藤 良介	神戸県民センター長
市	久元 喜造	神戸市長
	丸谷 聡子	明石市長
県民	井上 慶三	玉津町自治会 会長 【神戸市】
	濱口 眞壽	岩岡連合自治会 会長 【神戸市】
	橋本 二三夫	王子校区連合自治会 会長 【明石市】
	樽井 誠	林校区連合町内会 会長 【明石市】